

公 告

下記市有地の売却について、一般競争入札を行うので、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）第122条の規定に基づき公告する。

令和8年2月5日

藤枝市立総合病院
病院事業管理者 毛利 博

記

1 入札により売払う市有地

入札により売払う市有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書をご覧ください。

<入札対象財産の所在>

物件 番号	入札対象財産 の所在地（住居表示）	登記 地目	登記 地積 (㎡)	用途地域	建ぺい率／容積率	入札保証 金額(円)
1	藤枝市高岡三丁目5番7 (藤枝市高岡三丁目5番5)	宅地	207.97	第2種中高層 住居専用	60%/150%	10万

2 入札日時・場所

入札日時 令和8年3月24日（火）

<物件番号1>

藤枝市高岡三丁目5番7（住居表示 藤枝市高岡三丁目5番5）

午後1時30分（受付 午後1時15分～）

入札会場 藤枝市立総合病院 新外来棟2階 多目的スペース

3 入札参加資格者

入札参加者は、契約上の条件等を遵守できる個人又は日本の法律に基づく法人格を有する単独の法人企業です。ただし、次に該当する者は、入札に参加することができません。

（「入札参加心得書」第3入札参加資格を参照）

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (2) 居住（所在）する市区町村の税金（住民税、固定資産税など）に未納の税額がないこと。
また、藤枝市に納税義務のある税金がある場合は、その未納もないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人その他の当該入札に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者を除く）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く）
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (8) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 売却物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (10) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者の代理人
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (11) 入札参加書申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

4 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書の提出がない場合は、入札に参加できない。

(1) 受付期間

【受付年月日】 令和8年2月13日（金）から令和8年3月13日（金）まで
（ただし、土曜日・日曜日・祝祭日を除く。）

【受付時間】 午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、期限内必着

(2) 申込先（提出先）

藤枝市立総合病院 病院総務課（1階）

住 所 426-8677 藤枝市駿河台四丁目1-11

電話番号 054-646-1111 （代表）

5 入札方法等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみ

(1) 入札方法

本人又はその代理人が入札書を提出する。

(2) 入札保証金

入札当日、受付にてお支払いいただきます。

①入札参加者は、1物件につき入札保証金10万円を納付する。

②入札保証金は、現金による納付とする。入札保証金が納付されましたら、「領収書」を渡します。

③落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後、「領収書」と引換えに返還する。

④落札者の入札保証金は、契約締結後返還しますが、落札者の申し出により契約保証金の一部に充当することができる。

※落札者が契約を締結されない場合は、入札保証金は藤枝市に帰属することとなります。

(3) 入札の無効

入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 契約手続き

(1) 契約の締結等

決定通知書を受けた日から令和8年3月30日（月）までに、契約を締結するとともに、契約締結日までに、契約保証金として落札金額の10%以上の金額を納付する。また、契約書に必要な収入印紙も用意する。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から30日以内に、売買代金を納付する。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができる。

(3) 契約不履行

契約者が期間内に売買代金を納付しない場合、市は契約を解除することができる。その場合は、契約保証金は藤枝市に帰属する。

7 物件の引渡し及び所有権移転登記等の手続き

(1) 売買代金完納後、現状有姿で物件を引渡します。また、藤枝市において所有権移転登記を行います。

(2) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、契約者の負担となります。

※所有権移転後の公租公課等は、契約者の負担となります。

8 用途の制限等

(1) 用途の制限

① 売買物件の土地利用に当たっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令及び本市関係条例等を遵守すること。

9 その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現状有姿のまま行います。必ず、事前に現地を確認してください。

(2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

(3) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない事由により売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

(4) 落札者は、売買契約締結後、売買物件の種類、品質、数量又は面積等に関して、契約内容に適合しない事由があっても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

(5) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 応募要領及び入札参加心得書の配布場所並びにホームページアドレス

藤枝市立総合病院 病院総務課 (1階)

藤枝市駿河台四丁目 1-11

電話番号 054-646-1111 (代表)

※市立病院ホームページ (<https://www.hospital.fujieda.shizuoka.jp>) で入札に関する情報を提供